

常時使用する従業員の数の確認

貴事業者の常時使用する従業員の数が21人以上であるかどうか確認してください。
ここでは、本社及び全国の支社・出張所等を含めて、全事業所を合算した従業員数が21人以上の事業者が対象となります。
常時使用する従業員の数は、枠外に示すものを考える必要があります。
なお、常時使用する従業員の数が20人以下の場合は、届出対象事業者ではありません。

「常時使用する従業員の数」とは、当該年度の4月1日の時点である事業者期間を定めず使用されている人もしくは1ヶ月を超える期間を定めて使用されている人(嘱託、パート、アルバイトと呼ばれている人も含まれます)、または前年度の2月及び3月中にそれぞれ18日以上使用されている人をいいます。

また、ここでは事業者からの委託・請負により、当該事業者の事業所で働いている者(例えば、A社工場のプラントの運転・管理を委託されたB社の従業員が、常時A社工場で働いている場合)も、委託・請負を行っている事業者(例の場合、A社)の常時使用する従業員の数にカウントします。

次の表に、常時使用する従業員としてカウントするもの(のもの)を示します。

	役員	正社員等 ²	臨時雇用者	他への派遣者(出向者)	別事業者への下請労働	他からの派遣者(出向者)	別事業者からの下請労働
常時使用する従業員	x ¹		x	x	x		

- 1 役員であっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き、一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は、常時使用する従業員の数としてカウントします。
- 2 パート、アルバイトと呼ばれる人で含まれる場合もあります。

注1) 常時使用する従業員数は、事業者ごとに判断するものであり、法の対象業種でない事業に従事する者も常時使用する従業員の数としてカウントします。

注2) 常時使用する従業員数をカウントする期間



